

民事訴訟法学から見た行政訴訟制度改革  
(行政訴訟検討会ヒアリング)

2003年7月4日  
一橋大学 山本和彦

1 はじめに

- ・ 本報告の前提・留保
- ・ 本報告の扱う範囲

2 給付訴訟(義務づけ訴訟・差止訴訟)について

(1) 請求権構成と訴訟類型的構成

- ・ 請求権構成
- ・ 独自の訴訟類型構成

(2) 義務づけ訴訟

(3) 差止訴訟

(4) 抽象的作為・不作為請求

要件の認定に関する裁量がある場合

効果の判断に関する裁量 = 一定の幅がある場合(とりうる裁量の種類や程度について制限がある場合)

効果の判断に関する裁量 = 自由裁量の場合

(5) 強制執行の方法

- ・ 行政は司法の判断を尊重するはずという前提
- ・ 行政は司法の判断に従わないという前提
  - 義務付け: 意思表示を擬制(それを前提に金銭等の給付)または間接強制
  - 差止め: 間接強制

3 確認訴訟について

(1) 確認の対象

- ・ 原則として、過去の法律関係の確認は許されず、現在の法律関係の確認を求めるべき
- ・ 但し、過去の法律関係の確認が現在の法律関係の基礎にあり、そこを確定する方が現に存す

る紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切・必要と認められる場合は、例外的に確認の利益が容認

(2) 狭義の確認の利益(即時確定の利益)

(a) 原告の地位に対する危険・不安

- ・ 当該確認をすることにより原告が得られる実益が問題 = 事実上の利益ないし期待でも足りる(問題はそのような利益の蓋然性がどの程度あるか)

(b) 危険・不安の現在性

- ・ 将来の法的地位については一般には確認の利益は否定  
but 絶対的なものではないとの理解:紛争予防による行動の自由の確保  
ex. ある製法での生産工場建設を計画している会社が別会社からその製法は自社の特許権を侵害していると主張された場合:特許権侵害不存在確認の利益あり
- ・ 賃貸借契約継続中の敷金債権存在確認の訴え(最判平成 11 年1月 21 日民集 53 卷 1 号 1 頁)
- ・ 老人痴呆に陥った者のした生存中の遺言無効確認訴訟(最判平成 11 年 6 月 11 日判時 1685 号 36 頁)

4 取消訴訟について

(1)原告適格

- ・ 民訴の通説的理解:訴訟物である権利関係について管理処分権を有する者が原告適格。形成訴訟は法律で規定
- ・ 最近の有力説:「訴訟の結果に係る重要な利益」が原告適格を基礎づける
- ・ 保護の対象となるべき利益  
cf. 行訴法 10 条 1 項

(2)排他的管轄・提訴期間

- ・ 形成訴訟の根拠:法律関係の画一的確定の要請(社会の根本に大きな影響、多数の利害関係人に影響、爾後の多くの法律関係の前提)
- ・ 提訴期間の根拠:法律関係の早期確定の要請

5 請求の趣旨の特定について

- ・ 請求の特定の必要性
- ・ 行政訴訟の場合
- ・ 原告の保護を代替的に実現する手段:請求の趣旨を変更する釈明、提訴期限の問題